

令和3年1月30日

施設利用案内改定のお知らせ

拝啓、利用者皆様ますますご清栄のことお慶び申し上げます。
平素は古橋廣之進記念浜松市総合水泳場に格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、古橋廣之進記念浜松市総合水泳場が定める施設利用案内の一部を令和3年3月1日（月）に改定し、同日付で実施いたします。

敬具

記

改定される施設利用案内については、以下をご覧ください。

■改定内容：施設利用案内 2. プール・ジム・スタジオの利用案内

改定前：屋内プール（メインプール・飛込みプール・サブプール・屋内レジャープール）水着・水泳帽は必ず着用してください。

改定後：屋内プール（メインプール・飛込みプール・サブプール・屋内レジャープール）水着は必ず着用してください。

水泳帽については剃髪・スキンヘッド・病気理由の方については、基本着用の必要はありません。

プール監視員にお問い合わせください。（但し、剃髪後髪の毛が伸びた状態の方は着用をお願いする場合がございます。）

お手数ではございますが、改定後の施設利用案内内容をご確認いただき、同意の上ご利用いただけますようお願いいたします。

今後とも古橋廣之進記念浜松市総合水泳場をご愛顧いただきますようお願いいたします。

以上

古橋廣之進記念浜松市総合水泳場
館長 氏森 桂三